医療法人社団 菅病院 介護医療院

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

重要事項説明書

1. 施設の運営方針

- (1)短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)施設事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合において、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき医学的管理の下に看護や介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を施設に入院(入所)して行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (2) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)施設事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公平、中立に行い、事業の運営に当たっては、市町村、居宅支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

<u> </u>	
施設の名称	医療法人社団 菅病院 介護医療院
施設の所在地	岡山県井原市井原町 124 番地
施設長名	溝口 博喜
電話番号及び FAX 番号	0866-62-2831 0866-62-6301
利用定員	27 床中の空床利用

(2)居室

2 / 心				
居室の種類	室数	面 積	Ⅰ人あたり面積	
I 人部屋	(3) 2	13.43 m ²	13.43 m²	
		~18.35 m²	~18.35 m²	
2人部屋	(5)室	13.63 m ²	6.82 m²	
		~17.89 m²	~8.95 m²	
3人部屋	(2)室	20.25 m²	6.75 m²	
		~23.97 m ²	\sim 7.99 m ²	
4人部屋	(2)室	25.98 m²	6.49 m²	
		~30.67 m²	\sim 7.67 m ²	

(注) 指定基準は、居室 | 人当たり 8 ㎡

(3)主な設備

設備の種類	室数	面積	I人あたりの面積
食堂	室	31.98 m²	1.18 m²
機能訓練室	室	120.83 m ²	
一般浴室	室	39.78 m²	
機械浴室	特殊浴槽	台	

(注)食堂の指定基準は、 | 人あたり | ㎡

(4) 施設の職員体制

○ 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	職務内容	員数
施設長	施設全般を統括し、職員の指揮指導をする。	1人
医師	医師 入所者の病状及び心身の状況に応じて日常的 な医学的対応を行う。	
薬剤師	入所者に対して、医師の指示により薬の確実 な調合及び、管理を行う。	1 人以上
看護職員	医師の指示による処置等や、健康状態のチェ ック及び日常生活動作の援助を行います。	5人以上
理学療法士又は 作業療法士		
介護支援専門員	入所者に対して適切な施設サービス計画を作 成し、自立に向けて支援する。	1 人以上
介護職員	食事・排泄・入浴・整容など療養上の日常生 活動作の援助を行います。	7人以上
管理栄養士 栄養並びに入所者の身体状況、病状、嗜好を 考慮した食事を提供する。		2人以上

(5) 各種施設基準等

- 看護師が患者6人に対して | 人介護職員が4人に対して | 人の、6:4:|体制(療養環境減算(廊下))
- 感染症対策指導管理適合施設
- · 理学療法Ⅱ適合施設
- · 作業療法適合施設
- ・ 栄養管理の評価
- 経口移行・維持加算適合施設
- 療養食加算適合施設
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅲ適合施設
- ・ 認知症短期集中リハビリテーション加算
- ・ 作業療法士リハビリ体制強化加算適合施設
- · 介護職員処遇改善加算Ⅱ適合施設
- 特定処遇改善加算Ⅱ適合施設
- ・ 介護職員ベースアップ等支援加算
- 褥瘡対策指導管理
- · 夜間勤務等看護加算Ⅲ

3. サービスの内容および料金

指定介護医療院が提供したサービス利用料の額は介護報酬告示上の額とします。当該指定介護医療院が提供したサービスが法定代理受領サービスに該当する場合は その保険者の示す額をご負担下さい。

※別紙①参照

- 4. 施設利用に際しては、被保険者証・介護保険負担割合証の確認及び介護保険負担限度額確認証の確認を行い、被保険者証には入院年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載いたします。また退院に際しては退院年月日を被保険者証に記載いたします。
- 5. 身体拘束に関して

原則的に身体拘束は行いませんが緊急やむを得ない場合においては、「緊急やむを 得ない身体拘束に関する説明書」による同意を得ることとします。

6. 秘密保持に関して

業務上知り得た情報に関しては、就業中及び退職後も第三者に漏らさないことを徹底しています。ただし、情報提供を行うことで利用者の利益になると考えられる事柄に関しては、「情報提供に関する同意書」により同意を得ます。

7. 緊急連絡体制・事故発生時の連絡体制

利用者の状態が急変したなどの緊急時の連絡先を緊急時連絡先として記載していただき、緊急時速やかに連絡が取れるよう体制をとっております。

また施設サービス提供中に事故が起こった場合、記載いただいた緊急連絡先に連絡 を致します。事故内容により、利用者及び家族等に同意を得た上で利用者の保険者 (住民票のある市町)に連絡をとります。

8. 苦情申立及びその対応

菅病院内

ご利用時間 24 時間対応

ご利用方法 電話 0866-62-2831

菅病院 介護医療院内

窓口担当者 岩田 俊介

その他

井原市役所市民部介護保険課

井原市井原町 311-1 TEL 0866-62-9519

矢掛町役場福祉介護課

小田郡矢掛町矢掛 3018 TEL 0866 - 82 - 1026

岡山県国民健康保険団体連合会

岡山県岡山市桑田町 17-5 電話 086-223-8811 FAX086-223-9105

9. 施設利用に当たっての留意事項

・面 会: 原則8:00~19:00にお願いいたします。

時間外の場合は事前にご連絡ください。

・外 出: 所定用紙に記入して許可を得て下さい。

・喫 煙: 施設内は全面的に禁煙です。

・設備・備品の利用:

当施設の設備・備品は大切にお使い下さい。

・物品の持込: 電気製品等の持込は看護師までお申し出下さい。

・ 金銭・貴重品の管理:

原則個人で管理して下さい。

Ⅰ 0. 非常災害対策

(ア) 防災設備

消火器、消火栓、火災報知器、非常通報装置、避難階段、誘導灯、防火扉

(イ) 防災訓練 年2回

| | 禁止事項

- ・飲酒
- ・指定場所以外での火気使用
- ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- ・故意に施設や施設の備品などを壊したり、持ち出すこと
- ・営利目的の行為
- ・宗教の勧誘
- ・特定の政治活動
- ・施設内での喫煙

医療法人社団管病院 介護医療院 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)施設を入院利用するにあたり、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養施設)施設入院のご案内(重要事項説明書)を受領し、これらの内容に関して、説明を受け、充分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

医療法人社団 菅病院 介護医療院 短期入所療養介護(介護予防入所療養介護)施設

			説明者	印
令和	年	月	日 <利用者>	
			住 所	
			氏 名	印
			代筆者	(続柄)
			<家族又は代理人>	
			住 所	
			氏 名	印

医療法人社団 菅病院 介護医療院 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)施設

管理者 溝口 博喜